

釧路市野菜生産資材高騰対策事業 給付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生産資材等の高騰により農業経営に影響を受けている釧路市内（以下「市内」という。）の野菜を生産している農業者に対し、本事業による給付を行うことにより、農業者の農業資材購入費用の負担軽減を図り、農業経営継続の一助とすることを目的とする。

（給付対象者）

第2条 本事業の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、市内において野菜の生産を行っている者であり、次の各号のいずれかに該当する農業者とする。

（1）農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。

（2）前号に掲げる者のほか、市内で業として野菜の生産を行っている者のうち、市長が特に認める者

（給付金の金額）

第3条 給付対象者に対して給付する本事業の給付額は、1経営体あたり10万円とする。

（申請の方法）

第4条 本事業の給付を受けようとする給付対象者は、市長に対し、釧路市野菜生産資材高騰対策事業給付申請書兼請求書（様式第1号）により、市長が別に定める期日までに申請を行う。

2 前項の規定により申請を行った者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を釧路市役所農林課に届け出なければならない。

（給付金の給付又は不給付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により本事業の申請を受理したときは、その内容を審査し、本事業の給付を決定したときは、当該申請者に対し釧路市野菜生産資材高騰対策事業給付決定通知書（様式第2号）により通知し、給付する。

2 市長は、本事業の不給付を決定したときは、当該申請者に対し、釧路市野菜生産資材高騰対策事業不給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（取消及び返還）

第6条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取り消し、すでに給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

（2）その他市長が給付金の給付を不適当と認めたとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、必要に応じ市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 2 4 日から施行する。